

平成 31 年 2 月 25 日
近畿総合通信局

特定信書便事業の許可

近畿総合通信局（局長：大橋 秀行（おおはし ひでゆき））は、本日、株式会社ダイハツビジネスサポートセンター及び株式会社ZEROに対し、特定信書便事業を許可しました。

今回の許可により、近畿2府4県の特定信書便事業者は、90者（滋賀県3者、京都府8者、大阪府58者、兵庫県16者、奈良県3者、和歌山県2者）となりました。

＜許可事業の概要＞

申請者	申請者の概要	参入分野	提供区域	事業開始 予定日
株式会社ダイハツ ビジネスサポート センター （代表取締役 宮田 雅章）	設 立：昭和 49 年 6 月 18 日 住 所：大阪府 資本金：3億3千万円 事 業：自動車部品の設計開 発、販売促進サポ ート業務等	長さ・幅・厚さの合 計が 73cm 超又は重 量が 4 kg 超の信書 便物送達の役務	大阪府及び 兵庫県	平成 31 年 4 月 1 日
株式会社ZERO （代表取締役 河野 智世子）	設 立：平成 17 年 4 月 21 日 住 所：大阪府 資本金：4,000万円 事 業：警備業、建設業等	長さ・幅・厚さの合 計が 73cm 超又は重 量が 4 kg 超の信書 便物送達の役務 800 円超の料金の役 務	大阪府	平成 31 年 3 月 1 日

＜参考＞

信書及び特定信書便事業者とは・・・別紙 1
特定信書便事業への参入状況・・・別紙 2

連絡先：総務部 信書便監理官

（担当：川名）

電 話：06-6942-8596

1 信書とは

- 「**信書**」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことで。
- 「**特定の受取人**」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のこと。
- 「**意思を表示し、又は事実を通知する**」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- 「**文書**」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと（電磁的記録物は文書に該当しません）。

【具体例】

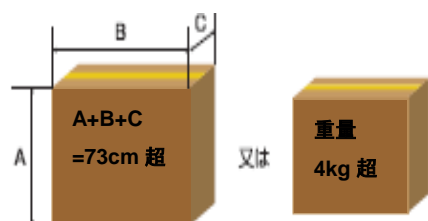
信書に該当する文書の例	信書に該当しない文書の例
<p>■書状</p> <p>■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト（診療報酬明細書等）、推薦書、注文書、年金に関する通知書・申告書、確定申告書、給与支払報告書</p> <p>■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。</p> <p>■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本、車検証、履歴書、給与支払明細書、産業廃棄物管理票、保険証券、振込証明書、輸出証明書、健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書</p> <p>■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、講習会配布資料、作文、研究論文、卒業論文、裁判記録、図面、設計図書</p> <p>■カタログ</p> <p>■小切手の類 【類例】手形、株券、為替証書</p> <p>■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券、プリントアウトした電子チケット</p> <p>■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券</p> <p>■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード</p> <p>■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p> <p>■その他 説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート</p>

2 特定信書便事業者とは

郵便法及び信書便法により、他人の信書の送達を業とすることができる者は、日本郵便株式会社と信書便事業者に限られています。特定信書便事業者とは、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外のものを含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者をいいます。

①大型信書便役務（サービス）

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。



②3時間役務（サービス）

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達するもの。



③高付加価値役務（サービス）

1通あたりの料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの。



800円を超える料金

兵庫県 16者

- ・ジャパンメッセンジャーサービス(株)
- ・(株)太閤通商
- ・企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団
- ・金田運輸(株)
- ・(有)アイス物流
- ・氷上運送(有)
- ・氷上急行運輸倉庫(株)
- ・大伸急行(有)
- ・赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合
- ・(株)ワース
- ・西日本ダイハツ運輸(株)
- ・(株)アウトソーシングシステム
- ・第一運輸作業(株)
- ・桃平運輸(株)
- ・(株)森井
- ・(株)久木

大阪府 58者

- ・(株)ヒューモニー
- ・ナイスカンパニー(有)
- ・(株)リンケージ
- ・(有)寿屋
- ・オート配(株)
- ・(有)愛和運送店
- ・(株)エフワン便
- ・(株)KSGインターナショナル
- ・日本信書便(株)
- ・(株)メッセンジャー
- ・(株)明新運輸
- ・プラスカーゴサービス(株)
- ・エーエルプラス(株)
- ・松潮物流(株)
- ・(株)シェイアール西日本マルニックス
- ・(株)日本システムサービス
- ・大阪北合同運送(株)
- ・大阪運輸倉庫(株)
- ・(株)ダイコク
- ・田中産業(有)
- ・鶴運輸(株)
- ・J S関西(株)
- ・(株)合通トラスコ
- ・(株)田中運送店
- ・セキセイ(株)
- ・(株)しょうわ
- ・堺南運輸商社(株)
- ・寺口運送(株)
- ・(株)あしすと阪急阪神
- ・豊能運送(株)
- ・(株)大木組
- ・粉浜運輸(株)
- ・(株)アームコーポレーション
- ・インターナショナルエクスプレス(株)
- ・大阪西運送(株)
- ・日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
- ・(有)ゼータ
- ・広田ユニオン(株)
- ・(有)ヘアーズプロジェクト
- ・丸鉄運送(株)
- ・赤帽大阪府軽自動車運送協同組合
- ・(株)ワンナップクリエイティブサービス
- ・一宮運輸(株)
- ・小倉運送(株)
- ・近畿配送サービス(株)
- ・(株)ヒガシトゥエンティワン
- ・近畿総合管理(株)
- ・大阪ガスビジネスクリエイト(株)
- ・鴻池運輸(株)
- ・(株)大和産業
- ・(株)ヤマヒロ運輸
- ・山下運輸(株)
- ・賀本海運(株)
- ・(株)ワークスライダーズ
- ・(有)キャリアワーキング
- ・(有)ナインサービス
- ・(株)ダイハツビジネスサポートセンター
- ・(株)ZERO

特定信書便事業への参入状況**近畿2府4県の特定信書便事業者は90者**

(平成31年2月25日現在)

※下線のあるものは、今回許可した事業者

